

東日本大震災における災害廃棄物処理の流れ

東日本大震災では、地震と津波により膨大な災害廃棄物等（約3,100万トン）が発生した。その内訳は、災害廃棄物が約2,000万トン、津波堆積物が約1,100万トンであった。

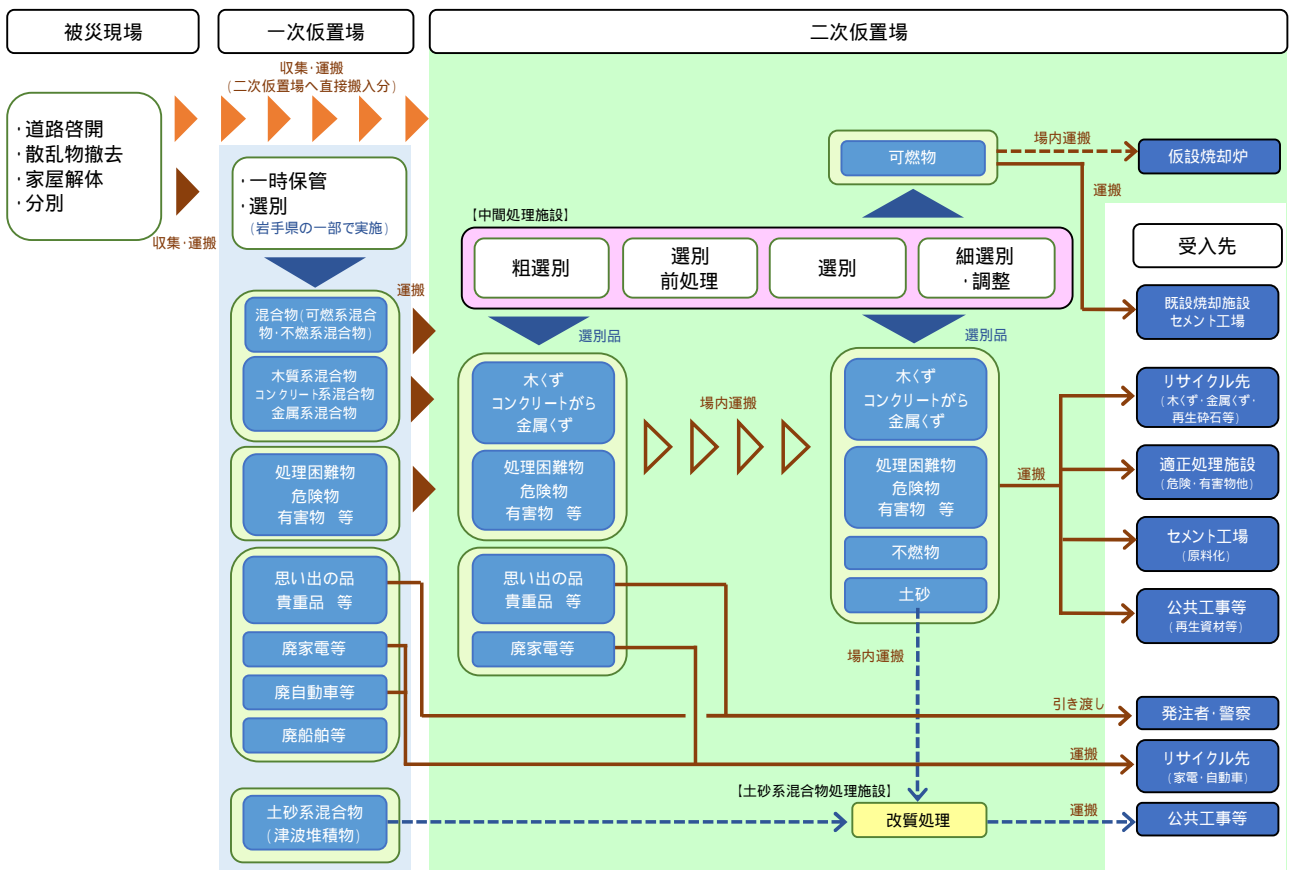
災害廃棄物は、倒壊した家屋、生活用品、コンクリート破片や草木類などが混ざり合った状態にあり、可燃物、不燃物、金属くず、コンクリートがらなどに分別・選別した上で、焼却処理や再生資源化を行うとともに、容量を減少させて埋立処分量を削減する必要があった。

東日本大震災における災害廃棄物の処理の流れは以下に示すとおりである。

発災直後、被災現場では道路啓開や人命救助等に伴う災害廃棄物や被災建物の撤去等が行われ、その大部分は混合状態で一次仮置場に運搬された。災害廃棄物のうち、一次仮置場を経ずに二次仮置場に搬入されるものや、例えば自動車など一次仮置場で選別されて受入先に直接、搬出されるものもあった。

一次仮置場では、混合物の中から重機等を使用して、比較的大きなサイズの木くず・コンクリートがら・金属くず等のリサイクル品、家電、自動車、船舶、危険物・有害物等の抜取りが行われ、種類ごとに区分けして保管された。

その他の混合物は二次仮置場に運搬され、場内に設置された仮設の処理施設を用いて選別が行われた。リサイクル可能な資源は再生資源化され、可燃物は場内の仮設焼却施設又は被災地域内外の既存の焼却施設で焼却処理が行われた。不燃物は最終処分場に運搬され、埋立処分が行われた。



上図は、岩手県及び宮城県の各処理区の処理方法を統合したものであり、詳細は各処理区で異なる。各処理区の処理フローを確認したい場合は本技術資料の巻末に掲載している記録誌を参照のこと。

出典：「東日本大震災等の経験に基づく災害廃棄物処理の技術的事項に関する報告書」（平成29年3月、環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部）

図1 東日本大震災における災害廃棄物処理の流れ

【技2-2-3】

【東日本大震災における災害廃棄物処理の記録誌一覧】

- 「東日本大震災における災害廃棄物処理概要報告書」(平成28年3月、環境省)
- 「東日本大震災津波により発生した災害廃棄物の岩手県における処理の記録」(平成27年2月、岩手県)
- 「災害廃棄物処理業務の記録<宮城県>」(平成26年7月、宮城県環境生活部震災廃棄物対策課)
- 「東日本大震災における震災廃棄物処理の記録」(平成28年3月、仙台市環境局)
- 「東日本大震災により発生した被災3県(岩手県・宮城県・福島県)における災害廃棄物等の処理の記録」(平成26年9月、環境省東北地方環境事務所、一般財団法人 日本環境衛生センター)